

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年6月20日

さいたま地方法務局 東松山支局

登記官 田 中 恵 美

記

意見又は資料の提出先

東松山市加美町1番16号（〒355-0011）

さいたま地方法務局 東松山支局

0493-22-0379 ナビダイヤル②番

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
	所在	地番		
第0304-2022-0359号 (旧:第0304-2021-0273号)	比企郡滑川町大字羽尾字平沼下	1642-2	宅地	13.22
第0304-2022-0360号 (旧:第0304-2021-0332号)	比企郡滑川町大字羽尾字大道	4893-1	墓地	50
第0304-2022-0361号	東松山市和泉町	1640-10	畑	33